

○ 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令案 新旧対照条文  
 ○ 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成十四年環境省令第二十三号）（抄）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定調査機関の指定の申請）</p> <p>第一条 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）<u>第二十九条</u>の規定により法第三条第一項の指定を受けようとする者は、様式第一による申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 <u>法第三十三条</u>に規定する技術管理者（以下「技術管理者」という。）の氏名及びその者が交付を受けた第五条第一項に規定する技術管理者証（以下「技術管理者証」という。）の交付番号を記載した書類</p> <p>四 <u>土壤汚染状況調査等</u>を行おうとする事業所ごと</p>	<p>（指定調査機関の指定の申請）</p> <p>第一条 土壤汚染対策法（以下「法」という。）<u>第十条</u>第一項の規定により法第三条第一項の指定を受けようとする者は、様式第一による申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p>

の技術管理者の配置の状況を記載した書類

- 五| 申請者が法人である場合は、役員の名及び履歴、法人の種類に応じて次条第三項各号に定める構成員の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合
- 六| 申請者が法第三十条各号の規定に該当しないことを説明した書類
- 七| 申請者が法第三十一条第二号及び第三号の規定に適合することを説明した書類

（指定調査機関の指定の基準）

第二条 法第三十一条第一号の環境省令で定める基準であつて経理的基礎に係るものは、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 土壤汚染状況調査等の業務を適確かつ円滑に遂行するために必要な人員を確保する能力を有していること。

2 法第三十一条第一号の環境省令で定める基準であつて技術的能力に係るものは、法第三十四条に規定する監督に必要な人員が適切に配置されていること

- 三| 申請者が法人である場合は、役員の名及び履歴、法人の種類に応じて次条第三項各号に定める構成員の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合
- 四| 申請者が法第十一条各号の規定に該当しないことを説明した書類
- 五| 申請者が法第十二条各号の規定に適合することを説明した書類

（指定調査機関の指定の基準）

第二条 法第十二条第一号の環境省令で定める基準であつて経理的基礎に係るものは、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 土壤汚染状況調査の業務を適確かつ円滑に遂行するために必要な人員を確保する能力を有していること。

2 法第十二条第一号の環境省令で定める基準であつて技術的能力に係るものは、次のいずれかに該当する者で土壤汚染状況調査の技術上の管理をつかさど

とする。

3 法第三十一条第二号の環境省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類に応じ、当該各号に定める者とする。

一 四 (略)

4 法第三十一条第三号の環境省令で定める基準は、土壤汚染状況調査等の実施に係る組織その他の土壤汚染状況調査等を実施するための体制が次に掲げる事項に適合するよう整備されていることとする。

一 (略)

二 土壤汚染状況調査等の実施を依頼する者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。

るものを置いていることとする。

一 土壤の汚染の状況の調査に関し三年以上の実務経験を有する者

二 地質調査業又は建設コンサルタント業（地質又は土質に係るものに限る。）の技術上の管理をつかさどる者

三 土壤の汚染の状況の調査に関し前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者

3 法第十二条第二号の環境省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類に応じ、当該各号に定める者とする。

一 四 (略)

4 法第十二条第三号の環境省令で定める基準は、土壤汚染状況調査の実施に係る組織その他の土壤汚染状況調査を実施するための体制が次に掲げる事項に適合するよう整備されていることとする。

一 (略)

二 土壤汚染状況調査の実施を依頼する者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、土壤汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

(指定の更新の申請)

第三条 法第三十二条第一項の指定の更新を受けようとする法第四条第二項に規定する指定調査機関（以下「指定調査機関」という。）は、その者が現に受けている指定の有効期間の満了の日の三月前までに、様式第二による申請書に第一条第二項各号に掲げる書類を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。ただし、既に環境大臣に提出している同項各号の書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

2| 前項の指定の更新の申請があつた場合において、その指定の有効期間の満了の日までにその申請について処分がされないときは、従前の指定は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3| 前項の場合において、指定の更新がされたときは

三 前二号に掲げるもののほか、土壤汚染状況調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(技術管理者)

第四条 法第三十三条の環境省令で定める基準は、技術管理者証の交付を受けた者であることとする。

(技術管理者証)

第五条 環境大臣は、次のいずれにも該当する者に対し、技術管理者証を交付するものとする。

一 第十一条に規定する技術管理者試験に合格した者

二 次のいずれかに該当する者

イ 土壤の汚染の状況の調査に関し三年以上の実務経験を有する者

ロ 地質調査業又は建設コンサルタント業（地質又は土質に係るものに限る。）の技術上の管理をつかさどる者

ハ 土壤の汚染の状況の調査に関しイ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者

三 次のいずれにも該当しない者

イ 次項の規定により技術管理者証の返納を命ぜられ、その返納の日から一年を経過しない者

ロ 法又は法に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ハ 法第四十二条の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

2| 環境大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、技術管理者証の交付を受けている者に対し、その返納を命ずることができる。

一 技術管理者証の交付を受けた者が法又は法に基づく命令の規定に違反したとき。

二 技術管理者証の交付を受けた者が偽りその他不正の手段により技術管理者証の交付を受けたとき

3| 技術管理者証の有効期間は、五年とする。

4| 技術管理者証の様式は、様式第三のとおりとする

(技術管理者証の交付)

第六条 技術管理者証の交付を受けようとする者は、様式第四による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。

一 戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面

二 第十一条に規定する技術管理者試験の合格証書

三 前条第一項第二号の規定に適合することを説明した書類

2| 技術管理者証の交付の申請は、申請者が試験に合格した日から一年以内にこれをしなければならない。

(技術管理者証の更新)

第七条 技術管理者証の有効期間の更新を受けようとする者は、当該技術管理者証の有効期間が満了する日の一年前から当該技術管理者証が満了する日までの間に、環境大臣が行う講習を受け、様式第五による申請書に当該講習を修了した旨の証明書を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。ただし、災害、病気その他のやむを得ない事情のため、技術管理者証の有効期間が満了する日までに、当

該講習を受け、申請書を提出することができな  
きは、当該やむを得ない事情がやんだ日から起算し  
て一年以内に、当該講習を受け、様式第五による申  
請書に当該講習を修了した旨の証明書及び当該やむ  
を得ない事情を明らかにした書類を添付して、これ  
を提出することにより、技術管理者証の更新を受け  
ることができる。

2 | 技術管理者証の更新は、更新申請者が現に有する  
技術管理者証と引換えに新たな技術管理者証を交付  
して行うものとする。

(技術管理者証の再交付)

第八条 技術管理者証の交付を受けている者は、技術  
管理者証を破り、汚し、又は失ったときは、様式第  
六による申請書により、環境大臣に技術管理者証の  
再交付を申請することができる。

2 | 技術管理者証を破り、又は汚した者が第一項の申  
請をする場合には、申請書にその技術管理者証を添  
付しなければならない。

3 | 技術管理者証の交付を受けている者は、技術管理  
者証の再交付を受けた後、失った技術管理者証を発



見したときは、五日以内に、これを環境大臣に返納しなければならない。

(技術管理者証の書換え)

第九条 技術管理者証の交付を受けている者は、技術管理者証の記載事項に変更を生じたときは、様式第七による申請書に技術管理者証に戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面を添付して、環境大臣に技術管理者証の書換えを申請することができる。

(技術管理者証の返納)

第十条 技術管理者証の交付を受けている者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する死亡又は失踪の届出義務者は、一月以内に、環境大臣に技術管理者証を返納しなければならない。

(技術管理者試験)

第十一条 技術管理者試験(以下「試験」という。)は、環境大臣が行うものとする。

(試験の公示)

第十二条 環境大臣は、試験を行う期日及び場所並びに受験申請書の提出期限及び提出先を、あらかじめ官報に公示しなければならない。

(試験の内容)

第十三条 試験すべき事項は、土壤汚染状況調査等を適確かつ円滑に遂行するに必要な知識及び技能であつて、環境大臣が告示で定めるものとする。

(受験の申請)

第十四条 試験を受けようとする者は、様式第八による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、写真（申請前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）を添付しなければならない。

(合格証書の交付)

第十五条 環境大臣は、試験に合格した者に合格証書を交付するものとする。

(合格証書の再交付)

第十六条 合格証書の交付を受けた者は、合格証書を破り、汚し、又は失ったときは、様式第九による申請書により、環境大臣に合格証書の再交付を申請することができる。

(試験の無効等)

第十七条 環境大臣は、試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 環境大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないうものとする。ことができる。

(変更の届出等)

第十八条 法第三十五条の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
  - 二 技術管理者の氏名及びその者が交付を受けた技術管理者証の交付番号
  - 三 土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの技術管理者の配置の状況
  - 四 土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの都道府県の区域
  - 五 法人である場合は、役員の名、法人の種類に  
応じた構成員の氏名（構成員が法人である場合は、その法人の名称）及び構成員の構成割合
- 2 法第三十五条の届出は、様式第十による届出書を提出して行うものとする。
- （業務規程の記載事項）
- 第十九条 法第三十七条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 土壤汚染状況調査等を行う事業所の所在地
  - 二 土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの都道府県の区域に関する事項
  - 三 土壤汚染状況調査等の実施手順に関する事項
- 

- （業務規程の記載事項）
- 第三条 法第十五条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 土壤汚染状況調査等を行う事業所の所在地
-

- 四| 土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの技術管理者の配置に関する事項
- 五| 土壤汚染状況調査等に従事する者の教育に関する事項
- 六| 土壤汚染状況調査等の結果の通知及び保存に関する事項
- 七| 土壤汚染状況調査等の品質の管理の方針及び体制に関する事項
- 八| 法第三十一条第二号及び第三号の基準に適合するために遵守すべき事項
- 九| 前各号に掲げるもののほか、土壤汚染状況調査等の業務に関し必要な事項

(帳簿)

第二十条 指定調査機関は、法第三十八条に規定する帳簿を、土壤汚染状況調査等の結果を都道府県知事(令第八条に規定する市にあっては、市長。次項第二号において同じ。)に報告した日から五年間保存しなければならない。

2| 法第三十八条の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 二| 土壤汚染状況調査の結果の通知及び保存に関する事項
- 三| 土壤汚染状況調査の実施体制に関する事項
- 四| 前三号に掲げるもののほか、土壤汚染状況調査の業務に関し必要な事項

一 土壤汚染状況調査等の発注者の氏名又は名称及び住所

二 土壤汚染状況調査等の方法及び結果並びに当該調査の結果を都道府県知事に報告した日

三 法第三十四条に規定する監督をした技術管理者の氏名及びその者が交付を受けた技術管理者証の交付番号

四 前号の技術管理者の当該監督の状況

(業務の廃止の届出)

第二十一条 法第四十条の届出は、様式第十一による届出書を提出して行うものとする。

(手数料)

第二十二条 次に掲げる者は、実費を勘案してそれぞれ当該各号に定める額の手数料を国に納付しなければならない。

一 指定調査機関の指定を受けようとする者 三万九百円

二 指定調査機関の指定の更新を受けようとする者 二万四千八百円

(業務の廃止の届出)

第四条 法第十七条第一項の届出は、様式第二による届出書を提出して行うものとする。

三| 技術管理者証の交付を受けようとする者 三|千  
五|百|円

四| 技術管理者証の再交付、書換え又は更新を受け  
ようとする者 千|二|百|五|十|円

五| 試験を受けようとする者 六|千|四|百|円

六| 合格証書の再交付を受けようとする者 千|二|百|  
五|十|円

2| 前項に規定する手数料については、第一条第一項  
、第三条第一項、第六条第一項、第八条第一項、第  
十四|条|第一|項|及|び|第|十六|条|の|申|請|書|に|、|そ|れ|ぞ|れ|当  
該|手|数|料|の|額|に|相|当|す|る|額|の|収|入|印|紙|を|は|る|こ|と|に  
よ|り|、|納|付|し|な|け|れ|ば|な|ら|な|い|。

3| 第一項の規定により納付された手数料は、これを  
返|還|し|な|い|。

(指定支援法人の指定の申請)

第|二|十|三|条| 法|第|四|十|四|条|第|一|項|の|規|定|に|よ|る|支|援|業  
務|を|行|う|者|と|し|て|指|定|を|受|け|よ|う|と|す|る|法|人|は|、|次  
に|掲|げ|る|事|項|を|記|載|し|た|申|請|書|を|環|境|大|臣|に|提|出|し  
な|け|れ|ば|な|ら|な|い|。

一・二 (略)

(指定の申請)

第|四|条|の|二| 法|第|二|十|条|第|一|項|の|規|定|に|よ|る|支|援|業  
務|を|行|う|者|と|し|て|指|定|を|受|け|よ|う|と|す|る|法|人|は|、|次  
に|掲|げ|る|事|項|を|記|載|し|た|申|請|書|を|環|境|大|臣|に|提|出|し  
な|け|れ|ば|な|ら|な|い|。

一・二 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ。

一 四 (略)

五 法第四十五条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画

六 最近の事業年度における事業報告書、収支決算書、財産目録その他の法第四十五条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができることを証する書面

(事業計画書等の認可の申請)

第二十四条 法第四十四条第二項に規定する指定支援

法人(以下「指定支援法人」という。)は、法第四十八条第一項前段の認可を受けようとするときは、毎事業年度の開始前に(法第四十四条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その旨を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。

一 五 (略)

2 前項第一号の事業計画書には、法第四十五条各号

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ。

一 四 (略)

五 法第二十一条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画

六 最近の事業年度における事業報告書、収支決算書、財産目録その他の法第二十一条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができることを証する書面

(事業計画書等の認可の申請)

第五条 法第二十条第二項に規定する指定支援法人(

以下「指定支援法人」という。)は、法第二十四条第一項前段の認可を受けようとするときは、毎事業年度の開始前に(法第二十条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その旨を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。

一 五 (略)

2 前項第一号の事業計画書には、法第二十一条各号



に掲げる業務の実施に関する計画その他必要な事項を記載しなければならない。

3 (略)

4 指定支援法人は、法第四十八条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が第一項第四号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一 三 (略)

(事業報告書等の提出)

第二十五条 指定支援法人は、毎事業年度終了後三月以内に、当該事業年度の事業報告書及び収支決算書に貸借対照表を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。

(立入検査の身分証明書)

第二十六条 法第五十四条第五項の規定による立入検査に係る同条第六項の証明書の様式は、様式第十二のとおりとする。

に掲げる業務の実施に関する計画その他必要な事項を記載しなければならない。

3 (略)

4 指定支援法人は、法第二十四条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が第一項第四号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一 三 (略)

(事業報告書等の提出)

第六条 指定支援法人は、毎事業年度終了後三月以内に、当該事業年度の事業報告書及び収支決算書に貸借対照表を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。

(立入検査の身分証明書)

第七条 法第二十九条第三項の規定による立入検査に係る同条第四項の証明書の様式は、様式第三のとおりとする。

(権限の委任)

第二十七条 法に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるもの(二以上の地方環境事務所の管轄区域に事業所を有する者に係るものを除く。)は、地方環境事務所に委任する。ただし、第三号、第五号、第七号、第八号(法第四十三条第二号後段に掲げる権限に係るものに限る。)及び第九号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一 (略)

- 二 法第三十五条に規定する権限
- 三 法第三十六条第三項に規定する権限
- 四 法第三十七条第一項に規定する権限
- 五 法第三十九条に規定する権限
- 六 法第四十条に規定する権限
- 七 法第四十二条に規定する権限
- 八 法第四十三条に規定する権限
- 九 法第五十四条第五項に規定する権限(指定調査機関に係るものに限る。)

(権限の委任)

第八条 法に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるもの(二以上の地方環境事務所の管轄区域に事業所を有する者に係るものを除く。)は、地方環境事務所に委任する。ただし、第四号、第六号、第八号及び第九号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一 (略)

- 二 法第十条第二項に規定する権限
- 三 法第十三条に規定する権限
- 四 法第十四条第三項に規定する権限
- 五 法第十五条第一項に規定する権限
- 六 法第十六条に規定する権限
- 七 法第十七条に規定する権限
- 八 法第十九条に規定する権限
- 九 法第二十九条第三項に規定する権限(指定調査機関に係るものに限る。)

